

## 新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、子ども教育部及び教育委員会事務局では、次のとおり対応している。

なお、6月1日(月)以降の対応については、国や都の動向を踏まえて決定する。

### 1 子ども教育部における対応

#### (1) 児童館、ふれあいの家

5月31日(日)まで休館を延長する。

#### (2) キッズ・プラザ、子育てひろば

5月31日(日)まで休業を延長する。

#### (3) 学童クラブ

学童クラブの臨時閉室は5月31日(日)まで延長する。ただし、ひとり親で休みの取得が困難な家庭の児童などについては、特例的に学童クラブで預かる。

#### (4) 区立障害児通所施設 【アポロ園・ゆめなりあ・たんぼぼ・みずいろ】

支援が必要な方に限り事業を実施するが、時間を変更する場合がある。療育センターアポロ園の「おもちゃライブラリー」は当面の間、休止する。

#### (5) 保育園

臨時休園は、5月31日(日)まで延長する。ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方などについては、引き続き特例的に保育を行う。

#### (6) 子育て支援サービス

一時保育・短期特例保育事業、病児・病後児保育事業、トワイライトステイ事業については、5月31日(日)まで利用自粛をお願いする。ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方などについては、引き続き特例的に保育を行う。

ファミリー・サポート事業についても、利用の自粛をお願いしている。

## 2 教育委員会事務局における対応

### (1) 区立学校・幼稚園における臨時休業

① 対 象 全区立幼稚園及び全区立小・中学校

② 期 間 令和2年4月6日(月)～5月31日(日)

- ・区立小・中学校の臨時休業は、5月31日(日)まで延長する。
- ・週1回以上、家庭への電話や訪問をして児童・生徒の状況を把握する。
- ・家庭学習の目安となるように、毎週月曜日の朝までに、学級または学年ごとに1週間分の時間割を学校のホームページに掲載する。
- ・学童保育対象者・待機者は、朝から学童保育へ移動する時間まで各児童館及びキッズ・プラザが過ごす場所となる。なお、その他何らかの支援・対応が必要な児童については、これまでどおり学校でお預かりする。
- ・小学校における「校庭の遊び場開放」、中学校における校庭の開放は、臨時休業中は中止する。
- ・小・中学校における部活動は中止する。
  
- ・区立幼稚園の臨時休業は、5月31日(日)まで延長する。
- ・週1回以上、家庭への電話や訪問をして子どもの状況を把握する。
- ・預かり保育は実施する。

### (2) 区立図書館

図書館の全館休館は、5月31日(日)まで延長する。

### (3) 教育センター

学校の臨時休業に伴い、教育支援室(旧適応指導教室)についても臨時休業中は閉室する。教育相談室は通常通り相談事業を実施する。

### (4) 軽井沢少年自然の家

5月31日(日)まで休館とする。